

令和6年第一回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 五十嵐 えり

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質 問 事 項

- 一 石神井川上流地下調節池の費用便益分析の問題について
- 二 東京都青少年健全育成条例について

一 石神井川上流地下調節池の費用便益分析の問題について

石神井川上流地下調節池は、石神井川河川整備計画に位置付けられた、年超過確率 1 / 20 の規模の降雨に対応する施設で、南町調節池と溜渕橋から上柳沢橋間から洪水を取水する総容量約 30 万立米の施設である。約 10 年間の工事期間をかけて、令和 6 年度予算概要には事業費「1,073 億円」と記載されている。東京都は、国交省治水経済調査マニュアルに反した独自の手法を用いて、「費用 887 億円、便益 1,154 億円、B / C は 1.31」とする資料を作成し、令和 5 年 11 月 27 日の河川整備計画策定専門家委員会に対して提出していた。

- 1 東京都は令和 5 年 1 月の武蔵野市民への住民説明会において「600 億円」と説明したが、その 5 日後に東京都は「989 億円」と公表した。なぜ、都は令和 5 年 1 月の時点で「989 億円」と認識していたにも関わらず、武蔵野市民に対して「600 億円」と説明したのか。
- 2 都は、令和 5 年 1 月の住民説明会の議事録は北多摩南部建設事務所のホームページに掲載したが、令和 6 年 2 月の住民説明会については配布資料の掲載はあるが議事録の掲載がない。住民に対して都はどのような説明をしたのかが分かるよう、早急に議事録も掲載すべきと考えるが、見解を伺う。
- 3 住民説明会での議事録に関し、発言者が議事録の内容が自分の発言と異なると指摘して修正を求めている。都は、早急に発言者からの申し出に沿うよう議事録を修正すべきと考えるが、見解を伺う。
- 4 東京都が費用便益分析に用いた資料は、私に提供した資料 4 点の他にはあるのか。開示請求手続きにおいて、「費用便益分析の算出根拠（石神井川上流地下調節池）」と記載したのに、被害試算の根拠たる「氾濫図」を提供しなかったことは非常に問題であると考えます。他にも同様の

資料があるのか、算出根拠として関連する一切の資料を要求しているが、現時点でもう1か月ほど回答がない。有無を伺う。

- 5 令和5年1月27日公表の令和5年度予算989億円、令和5年11月27日の河川整備計画策定専門家委員会877億円、令和6年1月26日公表の令和6年度予算1,073億円、それぞれについて、調節池の維持費4.9億円50年間分を含むのか、示されたい。
- 6 令和5年11月27日河川整備計画策定専門家委員会において、都は委員に対し、石神井川上流地下調節池の「B/C1.31」の算出の根拠たる被害額の試算や氾濫図等を提供して、説明したのか。
- 7 都は国交省に対し、国の採択にあたり、B/Cの算出根拠を説明したのか。どのように説明したのか、内容を伺う。
- 8 東京都は、令和5年11月27日付「石神井川上流地下調節池の整備事業について」との河川整備計画策定専門家委員会に提出した資料の中で、1/2から1/10の2ケースのみを想定して、年間平均被害軽減期待額を「85.4億円」とした。この根拠を伺う。
- 9 算出根拠資料のうち「基礎数量・資産額・被害額」という資料があるが、「case1-1」と「case1-2」とはそれぞれどういう場合を想定したものか。
- 10 算出根拠資料のうち「基礎数量・資産額・被害額」のうちcase1-2の被害額がゼロになる最小の超過確率はいくつか。
- 11 国交省の「治水経済調査マニュアル（以下「国交省マニュアル」という）」では被害額の計算を6ケース程度設定することを想定している。東京都は2ケースしかやっていない理由として、令和6年3月14日の予算特別委員会での答弁では、「左に行くに従って等比級数的に上がる」旨説明した。427億円は高額であり、都の説明の通り、金額も左側は等

比級数的に上がっていくはずである。にもかかわらず、都は被害0円から427億円の平均をとった。なぜ、都は2ケースの計算なのか、詳細に理由を示されたい。

- 12 算出根拠資料の「基礎数量・資産額・被害額」のうち、超過確率1/10の場合に生じる被害として、調節池があった場合のcase1-2について、約616億円の被害が出ると試算している。この被害は、どんな被害か。川の溢水氾濫か、内水氾濫も含むのか。
- 13 他の調節池事業で、費用便益分析した事業はあるか。ある場合は何か。他の都の公共事業についてはどうか。
- 14 国交省マニュアルでは「洪水波形は、基本高水等の検討において設定された代表洪水の中から次の事項に配慮して設定する。…著名な水害で、できるだけ近年のもの」(p.27)とある。本件の費用便益分析においては、氾濫図を元にしたシミュレーションとして被害額を算出しており、近年の著名な水害に配慮していないため、過大な被害想定がなされている。東京都は、石神井川についての「著名な水害」をどの事案と認識しているか。具体的に示されたい。
- 15 被害額の計算において無害流量を超過確率1/2、時間雨量40ミリを設定している。この設定は超過確率1/3、時間雨量50ミリでは溢水被害が生じるという解釈となる。時間雨量50ミリの降雨時の石神井川上流域の溢水氾濫の近年の履歴を示されたい。
- 16 都は令和6年3月14日の予算特別委員会で本事業について「都民の命」を守ると説明している。都は、計画雨量を上回る豪雨による溢水があった場合に地下室やアンダーパスがない石神井川上流のどこで「都民の命」が失われる可能性があるかと認識しているのか。危険な地域を挙げる等して具体的に示されたい。

- 17 時間最大雨量153ミリを想定したハザードマップの浸水エリアよりも65ミリの氾濫図のエリアの方が広い。令和6年3月14日の予算特別委員会での答弁では「目的が違っている」ことが理由として挙げていたが、何故、作成目的が違くと65ミリの氾濫図の浸水エリアの方が広くなるのか。むしろ、ハザードマップが答弁の通り、住民の避難のために作られたのであれば、ハザードマップのほうが広くなると思われるが、見解を伺う。
- 18 本事業の計画の基とした「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について 最終報告書（平成24年11月）」によると、平成17年9月豪雨では中野区等の区部西部全体で時間雨量と24時間の双方で中小河川の計画雨量を上回り」（p.17）との記載がある。計画雨量を上回った降雨量でも南町調節池が溢水していないという事実は、本事業がなくとも計画雨量に対する調整池の容量は足りているということである。それにもかかわらずに、本事業を行う理由はなにか。具体的に示されたい。
- 19 上記の最終報告書p.32にも「⑧実績降雨時の溢水解消効果から見た検討」として「都内中小河川流域に浸水被害をもたらした既往の降雨を対象に、整備水準ごとの溢水被害の解消効果を検討する」と記載されている。報告書の方法に基づいた計算となっていないのは何故か。
- 20 上記の最終報告書p.50の「図3.16 整備水準ごとの年平均浸水解消数による整備効果の比較」では、多摩部時間65ミリの降雨があったときに都内台地部を流れる中小河川全体の年平均被害解消額が1,000億円と図示している。本事業による被害軽減額を427億円としているが、都内の中小河川全体の年平均被害解消額の4割以上が石神井川上流の氾濫防止によるものということになる。南町調節池が氾濫した履歴がない中で、これは極めて不自然と思われるが、見解を伺う。

- 21 国交省マニュアルp.81では、「巻末に示す様式に従って、費用便益分析に用いたデータおよび計算手法は原則として公表するものとする」とし、年平均被害軽減期待額の算定は複数ケースの被害額の計算を行う様式が示されている。しかし、都は2ケースのみでこの様式に反している。なぜ、都は、この様式に反する方法で計算を行ったのか。
- 22 国交省マニュアルでは「費用便益分析に用いたデータ及び計算手法は原則として公表するものとする」(p.81)とある。しかし、東京都は、費用便益分析に用いたデータ及び計算手法を公表していない。都は、早急に運用を改め、東京都建設局のホームページで「費用便益分析に用いたデータ及び計算手法」を公表すべきだが、見解を伺う。
- 23 令和6年3月14日都議会予算特別委員会において、費用便益分析の根拠について「現在公表のあり方を検討しているところ」と答弁があった。これは公表するということか、説明されたい。
- 24 都は費用便益分析の算出根拠の非公表の理由として「(都民に)説明が必要だから」の旨を答弁したが、説明が必要のために非公表とはいかなる法的根拠に基づくものか。都民が見てもわからないという理由で公表すべき資料を非公表とするのは問題ではないか、見解を伺う。
- 25 東京都は国の補助採択がなかった場合にも、「水害から都民の命とくらしを守るため、本事業を実施する」と回答している。B/Cが1を下回る公共事業に合理性はないはずだが、国からの補助がなくても実施するということか。
- 26 東京都の算出根拠の資料によると、石神井川上流地下調節池を10年かけて1,073億円で整備しても、10年に1度の規模の65ミリの雨で石神井川が氾濫し、616億円の被害が生じることになる。他の政策を差し置いて、この事業に投資する在り方として適切なのか、見解を伺う。

二 東京都青少年健全育成条例について

東京都青少年健全育成条例に基づく東京都青少年健全育成審議会において、条例施行後から現在までに、審査された図書の数及び審査の結果「不健全図書」として指定された図書の数をそれぞれ伺う。なお、施行後全ての数を上げられない場合は、その理由と根拠法令を伺う。

令和 6 年第一回都議会定例会

五十嵐えり議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 石神井川上流地下調節池の費用便益分析の問題について

- 1 都は令和5年1月の武蔵野市民への住民説明会において「600億円」と説明したが、その5日後に東京都は「989億円」と公表した。なぜ、都は令和5年1月の時点で「989億円」と認識していたにも関わらず、武蔵野市民に対して「600億円」と説明したのか伺う。

回 答

事業費については、設計の進捗や、その時点の資材価格等を踏まえて適切に算出しており、トンネルや立坑などの構造がほぼ決まった段階での事業費は、989億円であり、令和5年1月末に公表しています。

なお、同年1月の説明会で住民から質問された際には、公表前であったため、概略計画に基づく事業費として約600億円と回答しています。

質 問 事 項

一の2 都は、令和5年1月の住民説明会の議事録は北多摩南部建設事務所のホームページに掲載したが、令和6年2月の住民説明会については配布資料の掲載はあるが議事録の掲載がない。住民に対して都はどのような説明をしたのかが分かるよう、早急に議事録も掲載すべきだが、見解を伺う。

回 答

令和6年2月の工事説明会の議事要旨については、同年4月にホームページに掲載しました。

質 問 事 項

一の3 住民説明会での議事録に関し、発言者が議事録の内容が自分の発言と異なると指摘して修正を求めている。早急に発言者からの申し出に沿うよう議事録を修正すべきだが、見解を伺う。

回 答

掲載している議事要旨は、説明会での主な意見や質問の趣旨を踏まえ、取りまとめたものです。

質 問 事 項

一の4 東京都が費用便益分析に用いた資料は、私に提供した資料4点の他にはあるのか。開示請求手続きにおいて、「費用便益分析の算出根拠（石神井川上流地下調節池）」と記載したのに、被害試算の根拠たる「氾濫図」を提供しなかったことは非常に問題であると考えている。他にも同様の資料があるのか、有無を伺う。

回 答

開示請求については、東京都情報公開条例に基づき適切に対応しています。

国の「治水経済調査マニュアル（案）」における費用便益分析の算定に必要な資料は、既に提出済みです。

質 問 事 項

一の5 令和5年1月27日公表の令和5年度予算989億円、令和5年11月27日の河川整備計画策定専門家委員会877億円、令和6年1月26日公表の令和6年度予算1,073億円、それぞれについて、調節池の維持費4.9億円50年間分を含むのか、伺う。

回 答

989億円は、トンネルや立坑などの構造がほぼ決まった段階の事業費で、1,073億円は、その後のトンネルを構成する主要資材の価格上昇を反映した事業費であり、これらには維持管理費は含まれていません。

また、877億円は、費用便益分析に用いる費用であり、建設費と50年間分の維持管理費を、工事着手時点の令和5年度の価値に換算し、合計した金額となっています。

質 問 事 項

一の6 令和5年11月27日河川整備計画策定専門家委員会において、都は委員に対し、石神井川上流地下調節池の「B/C1.31」の算出の根拠たる被害額の試算や氾濫図等を提供して、説明したのか伺う。

回 答

令和5年11月27日の第17回河川整備計画策定専門家委員会では、石神井川上流地下調節池の事業概要などを含めて説明し、その際の資料はホームページで公開しています。

質 問 事 項

一の7 都は国交省に対し、国の採択にあたり、B/Cの算出根拠を説明したのか。どのように説明したのか、内容を伺う。

回 答

石神井川上流地下調節池の事業概要などを含めて、費用と便益及び費用対効果を説明しました。

質 問 事 項

一の8 東京都は令和5年11月27日付「石神井川上流地下調節池の整備事業について」との河川整備計画策定専門家委員会に提出した資料の中で、1/2から1/10の2ケースのみを想定して、年間平均被害軽減期待額を「85.4億円」とした。この根拠を伺う。

回 答

年平均被害軽減期待額である85.4億円は、「治水経済調査マニュアル(案)」に沿って洪水の発生確率を2分の1と10分の1との二つのケースを設定し、それぞれについて調節池の有無による洪水の被害額の差を求め、その平均値に、発生確率の差を乗じて算定したものです。

質 問 事 項

一の9 算出根拠資料のうち「基礎数量・資産額・被害額」という資料があるが、「case 1 - 1」と「case 1 - 2」とはそれぞれどういう場合を想定したものか伺う。

回 答

「case 1 - 1」は調節池を整備しない場合、「case 1 - 2」は調節池を整備した場合を想定したものです。

質 問 事 項

一の10 算出根拠資料のうち「基礎数量・資産額・被害額」のうちcase 1 - 2の被害額がゼロになる最小の超過確率はいくつか伺う。

回 答

case 1 - 2の被害額がゼロになる年超過確率は、今回の費用便益分析には必要がないため求めています。

質 問 事 項

一の11 国交省の「治水経済調査マニュアル」では被害額の計算を6ケース程度設定することを想定しており、東京都は2ケースしかやっていない理由として、令和6年3月14日の予算特別委員会での答弁では、「左に行くに従って等比級数的に上がる」旨説明した。427億円は高額であり、都の説明の通り、金額も左側は等比級数的に上がっていくはずだが、都は被害0円から427億円の平均をとった。なぜ、都は2ケースの計算

なのか、伺う。

回 答

今回の費用便益分析に用いた降雨の確率は、「治水経済調査マニュアル（案）」に照らして2ケースで十分であると考えています。

質 問 事 項

一の12 算出根拠資料の「基礎数量・資産額・被害額」のうち、超過確率1/10の場合に生じる被害として、調節池があった場合のcase1-2について、約616億円の被害が出ると試算している。この被害は、どんな被害か。川の溢水氾濫か、内水氾濫も含むのか伺う。

回 答

「治水経済調査マニュアル（案）」に沿って求めた被害は、洪水時の^{いっ}溢水氾濫によるものを想定しています。

質 問 事 項

一の13 他の調節池事業で、費用便益分析した事業はあるか。ある場合は何か。他の都の公共事業についてはどうか伺う。

回 答

国庫補助申請を行った個別の調節池事業で費用便益分析を行った事例は他にありません。

事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を目的として、建設局では事業評価委員会を開催しており、この委員会において対象となった事業について、費用便益分析を実施しております。

質 問 事 項

一の14 本件の費用便益分析においては、氾濫図を元にしたシミュレーションとして被害額を算出しており、近年の著名な水害に配慮していないため、過大な被害想定がなされているが、石神井川についての「著名な水害」をどの事案と認識しているか伺う。

回 答

「治水経済調査マニュアル（案）」によると、費用便益分析における洪水波形の設定に当たって、「河川管理施設等の設計対象洪水となっているもの」「著名な水害で、できるだけ近年のもの」「氾濫ボリュームが大きい等想定被害額が大きくなるもの」の3点に配慮するとされており、このうち本事業では、中小河川における都の整備方針を踏まえて、「河川管理施設等の設計対象洪水となっているもの」を採用しています。

なお、石神井川における主な水害は、河川整備計画に掲載しています。

質 問 事 項

一の15 被害額の計算において無害流量を超過確率1／2、時間雨量40ミリを設定している。この設定は超過確率1／3、時間雨量50ミリでは溢水被害が生じるという解釈となる。時間雨量50ミリの降雨時の石神井川

上流域の溢水氾濫の近年の履歴を伺う。

回 答

石神井川においては、時間50ミリを超える降雨により、平成17年及び22年に^{いっ}溢水氾濫が発生しています。

なお、費用便益分析に用いる降雨は計画降雨であり、実績降雨とは異なります。

質 問 事 項

一の16 都は、計画雨量を上回る豪雨による溢水があった場合に地下室やアンダーパスがない石神井川上流のどこで「都民の命」が失われる可能性があるかと認識しているのか。危険な地域を挙げる等して具体的に伺う。

回 答

都では、都民の迅速な避難に資するため、想定し得る最大規模の降雨による「浸水予想区域図」を作成し、浸水範囲や浸水深などの水害リスクを公表しています。

なお、浸水予想区域図を基に区市町村が作成するハザードマップには、アンダーパスなどの危険となる箇所を表示しています。

質 問 事 項

一の17 時間最大雨量153ミリを想定したハザードマップの浸水エリアよりも65ミリの氾濫図のエリアの方が広い。令和6年3月14日の予算特別

委員会での答弁では「目的が違っている」ことが理由として挙げていたが、何故、作成目的が違くと65ミリの氾濫図の浸水エリアの方が広くなるのか。むしろ、ハザードマップが答弁の通り、住民の避難のために作られたのであれば、ハザードマップのほうが広くなると思われるが、見解を伺う。

回 答

氾濫図は、費用便益分析を実施することを目的として、「治水経済調査マニュアル（案）」に沿って氾濫解析を行い、その結果を確認するために作成したものです。

質 問 事 項

一の18 計画雨量を上回った降雨量でも南町調節池が溢水していないという事実は、本事業がなくとも計画雨量に対する調整池の容量は足りているということだが、それにもかかわらずに、本事業を行う理由はなにか伺う。

回 答

都内において、時間50ミリを超える降雨に伴う水害が発生していることから、平成24年に中小河川における都の整備方針を策定し、石神井川では、目標降雨を年超過確率20分の1の規模、時間75ミリに設定しました。

これを受け、平成28年3月に、石神井川河川整備計画を改定し、新たな調節池を複数位置付けました。

石神井川では、過去に浸水被害が発生しており、また気候変動により降

雨量の増加が見込まれます。地域の治水安全度を早期に高めるためには、石神井川上流地下調節池の整備が必要です。

質 問 事 項

一の19 上記の最終報告書P.32にも「⑧実績降雨時の溢水解消効果から見た検討」として「都内中小河川流域に浸水被害をもたらした既往の降雨を対象に、整備水準ごとの溢水被害の解消効果を検討する」と記載されている。報告書の方法に基づいた計算となっていないのは何故か伺う。

回 答

「⑧実績降雨時の溢水解消効果から見た検討」は、平成24年に策定した「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について 最終報告書」において、都内の中小河川における目標整備水準の設定をするための検討項目です。

今回の費用便益分析は、「治水経済調査マニュアル（案）」に沿って算出しています。

質 問 事 項

一の20 本事業による被害軽減額を427億円としているが、都内の中小河川全体の年平均被害解消額の4割以上が石神井川上流の氾濫防止によるものということになる。南町調節池が氾濫した履歴がない中で、これは極めて不自然だが、見解を伺う。

回 答

「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について 最終報告書」では、「整備水準ごとの年平均浸水被害解消数による整備効果の比較」の年平均被害解消額1,000億円とされている。これは、時間50ミリの施設が全て完成した条件で、年超過確率20分の1規模である区部時間75ミリの降雨による被害を元に試算したものであり、今回の費用便益分析の条件とは異なるものです。

また、石神井川上流地下調節池による被害軽減額は、427億円であり、年平均被害軽減期待額は、85.4億円です。

質 問 事 項

一の21 国交省マニュアルP.81では、「巻末に示す様式に従って、費用便益分析に用いたデータおよび計算手法は原則として公表するものとする」とし、年平均被害軽減期待額の算定は複数ケースの被害額の計算を行う様式が示されている。しかし、都は2ケースのみでこの様式に反している。なぜ、都は、この様式に反する方法で計算を行ったのか伺う。

回 答

費用便益分析における年平均被害軽減期待額については、「治水経済調査マニュアル（案）」の様式に沿って作成しています。

質 問 事 項

一の22 都は、早急に運用を改め、東京都建設局のホームページで「費用

便益分析に用いたデータ及び計算手法」を公表すべきだが、見解を伺う。

回 答

本事業の費用便益分析の結果についてはすでに公表しており、費用便益分析の詳細については内容が専門的であり、説明が必要であるため、現在、公表の在り方を検討しています。

質 問 事 項

一の23 令和6年3月14日都議会予算特別委員会において、費用便益分析の根拠について「現在公表のあり方を検討しているところ」と答弁があった。これは公表するということか、伺う。

回 答

費用便益分析の詳細については内容が専門的であり、説明が必要であるため、現在、公表の在り方を検討しています。

質 問 事 項

一の24 都は費用便益分析の算出根拠の非公表の理由として「(都民に)説明が必要だから」の旨を答弁したが、説明が必要のために非公表とはいかなる法的根拠に基づくものか。都民が見てもわからないという理由で公表すべき資料を非公表とするのは問題ではないか、見解を伺う。

回 答

費用便益分析の詳細については内容が専門的であり、説明が必要であるため、現在、公表の在り方を検討しています。

質 問 事 項

一の25 都は国の補助採択がなかった場合にも、「水害から都民の命とくらしを守るため、本事業を実施する」と回答している。B／Cが1を下回る公共事業に合理性はないはずだが、国からの補助がなくても実施するということか伺う。

回 答

石神井川では、過去に浸水被害が発生しており、また気候変動により降雨量の増加が見込まれます。地域の治水安全度を早期に高めるためには、石神井川上流地下調節池の整備が必要です。

質 問 事 項

一の26 東京都の算出根拠の資料によると、石神井川上流地下調節池を10年かけて1,073億円で整備しても、10年に1度の規模の65ミリの雨で石神井川が氾濫し、616億円の被害が生じることになる。他の政策を差し置いて、この事業に投資する在り方として適切なのか、見解を伺う。

回 答

都内において、時間50ミリを超える降雨に伴う水害が発生していることから、平成24年に中小河川における都の整備方針を策定し、石神井川では、

目標降雨を年超過確率20分の1の規模、時間75ミリに設定しました。

これを受け、平成28年3月に、石神井川河川整備計画を改定し、新たな調節池を複数位置付けました。

石神井川では、過去に浸水被害が発生しており、また気候変動により降雨量の増加が見込まれます。地域の治水安全度を早期に高めるためには、石神井川上流地下調節池の整備が必要です。

質 問 事 項

二 東京都青少年健全育成条例について

東京都青少年健全育成条例に基づく東京都青少年健全育成審議会において、条例施行後から現在までに、審査された図書の数及び審査の結果「不健全図書」として指定された図書の数をそれぞれ伺う。なお、施行後全ての数を上げられない場合は、その理由と根拠法令を伺う。

回 答

東京都青少年健全育成審議会への諮問図書類等に関する文書の保存年限は、東京都文書管理規則に基づき3年と定めており、これを超える文書は廃棄しています。

令和2年4月から令和6年3月までに45冊を審議会に諮問し、審議の結果、全て指定することが適当であるとの答申がありました。これを受け、同期間に指定した図書は45冊となっています。

なお、指定した図書は、「指定番号」で管理しており、昭和39年の条例施行時から、令和6年3月までで4,349冊となっています。